

平成19年度「国連持続可能な開発のための教育の10年」促進事業に係る
審査方法について

1 検討委員会の設置等

- (1) 有識者による検討委員会を設置。
- (2) 検討委員会は、提出された応募資料の内容について、審査。

2 申請書類の審査

- (1) 各委員は、申請書類の内容を、別紙3平成19年度「国連持続可能な開発のための教育の10年」促進事業採択に係る審査の観点にある項目について採点する。その際、地方環境事務所からの提出意見及び事前に行った応募団体への質問への回答を参考にすることができる。
- (2) 高い評価を受けたものを優先的に取り扱うことを基本としつつ、その他特に注目すべき点や考慮すべき事情について勘案し、最終的に採択団体を選考。

3 審査手順

- (1) 公募（5月29日～6月29日）
申請書類提出先を地方環境事務所として公募実施
- (2) 地方環境事務所より申請書類の送付（6月29日）及び意見の提出（～7月6日）
地方環境事務所より全国事務局へ申請書類及び検討委員会あての意見を提出
- (4) 全国事務局より申請書類、採点票、地方環境事務所からの意見の送付（7月10日）
全国事務局より検討委員会委員へ申請書類、採点票、地方環境事務所からの意見等を送付
- (5) 質問の受付（7月11日～7月17日午前）、照会及び回答（～7月18日）
全国事務局は、検討委員会委員より質問を受付し、質問をとりまとめた後、18日までに申請団体に照会し、その回答を検討委員会委員に送付
- (6) 第1回検討委員会（7月24日）
採点結果を基に、採択団体の最終選考を実施